

さらに、お互いが「違うこともある」と考えることによって、外国人などだけでなく、地域差や年代差など、さまざまな「異文化」にある程度対処できるようになる。自分の「常識」を他人も共有していると思うのは危険だということを知っておくことの意味は大きい。「会社に入ったら、そこは人類学者がフィールドとしてきた異文化世界だと思っておいたほうがいい」というのが、私が学部時代にお世話になった恩師の教えである。宴会の仕方ひとつとってもさまざまな流儀がある。乾杯のやり方、注文の仕方、席の決め方、ビールは相手のコップが空になったらそそぐのか、その前にそそぐのか、そもそも手酌をよしとするのか……。その違いをいちいちストレスに感じるのではなく、「どうやるのか」「なぜやるのか」を観察・学習することであらたな社会である「会社」に適応できるのである。もちろん、「ブラックな」制度やハラスメントなどにつながる慣習を無条件に受け入れる必要はない。ただ、「どうしてこの人はこうするのか」「なぜこんなことを言われるのか」を相手の立場に立って考えることができれば、ただ単に「いやだ」と思うよりは上手な対処ができるというものである。

牛肉も豚肉も喜んで食べるくせに牛や豚の解体映像をみて「気持ち悪い」「残酷な場面を見せるのはやめてください」という学生が多い、という嘆きは授業を担当する人類学者の間でよくささやかれるものである。現在の日本のスーパーで買う肉は、すでに全く動物の形をしていない。牛や豚が肉になっていく過程を目にすることはほほないといいいだろう。そのためこうした感想が出てくるのは、不条理ではあるが、十分予想できるものである。しかし、先日の授業での出来事には驚いた。アイヌの人々がかつて鮭の皮で衣服を作っていた過程を再現したビデオを見ていた時のことである。ある学生が鮭を三枚におろす場面のアップをみて、「すごく気持ち悪い」と言っていた。これには横にいた同級生も驚いていた。「おいしそうなのに……」。魚を食べる習慣のない国から来た留学生ではなく、日本の学生が魚をおろすのを見て「気持ち悪い」というとは、私もびっくりした。このように、ほぼ同年代に生まれそのほとんどが東北地方出身という、極めて均質な集団であってもおかしくはない尚綱の学生たちもまた多様なのだ。私の授業を含めた日々の学びの中で、彼ら彼女らがそれに少しでも気づいてくれたなら、授業をしている甲斐があるといえる。

## 求められている多様性への対応 — 仙台の路上から —

今 井 誠 二 (人間心理学科准教授)  
(特定非営利活動法人 仙台夜まわりグループ 理事長)

### 全国的傾向

厚生労働省によるホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)の結果が、毎年ホームページで公開される(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html>)。厚生労働省が全国調査を開始した時点では、全国のホームレス数は2万を越えており、仙台でも200名を越えていた。だがこの数はあくまでも路上や公園などで寝ている人たち、“rough sleepers”を目視確認できた数であって実数ではない。2002年に民主党政権下で時限立法であるホームレス自立支援法が成立し、全国の多くの自治体が自立支援施設等を運営し始め、支援に乗り出したこ

ともあり、最近の調査では全国では最大時の約五分の一になり、右肩下がり傾向にある。

宮城県では最大時の半分近くになったが、東日本大震災以降は横ばいで微減の状態が続いている。だが、仙台市外の宮城県内にあるホームレスは、実数とは大幅に異なっている。東日本大震災以降だけでも、仙台市外にいた数十名の路上生活者の居宅保護に実際に関わったが、そもそも当事者たちが路上から施設やアパートなどに移って居宅を確保しても、統計には全く動きがない。彼ら彼女らはこうした公的調査では全くカウントされていなかったのである。通報などがあって、保護係や役場の職員が昼間に視認してカウントできた“rough sleepers”だけが統計に上がってきているだけだからである。仙台市内の場合は、五つのホームレス支援団体からなる連絡組織「仙台協友会」が、厚生労働省から業務委託を受けて調査をしているため、統計に表れてくる数は、比較の実態に近いということが出来る。

## 可視化

2002年にホームレス自立支援法が成立し、2008年から2009年にかけて、派遣切りされた人々が日比谷公園に集まり、多くの人々が都内で野宿していることが可視化された。マスコミによる「年越し派遣村」に関する報道合戦によって、派遣切りによって爆発的にホームレスが一挙に生み出されたような強烈な印象を人々は持ったが、2008/2009年に限って野宿者たちが爆発的に増えた訳ではなかった。仕事が途切れ、また相談窓口が閉まる年末年始でも相談に乗って貰えるようになったことで、人目に付かないように野宿していた人々が日比谷公園に集まり、「年越し派遣村」がつくられたのである。確かに、年末や年度末に契約が切られて新たに路上に出て来る人たちが増え、年末年始には、相談しに行く窓口も施設も正月休みに閉鎖されるため、路頭をさまよう人々が増える。首都の中心で起きた「年越し派遣村」の一件は、東京都内や周辺各所に四散していた人たちが、支援者たちの呼びかけによって一箇所に集められたものだった。「年越し派遣村」の設置は実験的なものに過ぎなかったが、見えなかった現象を可視化させることによって世論が動き、政治が動いたという点で画期的であり、大きな意味があったといえることができるだろう。

仙台でも、派遣村騒ぎの数年前に、可視化によって行政がホームレス支援に関する対応を迫られた一連の事件が起こっていた。FIFAワールドカップが2002年に宮城県内で行われることが決まり、人々が仙台に集まってくるという理由で、仙台市内の各区の公園管理課職員が各所で野宿者を排除した。その結果、いままで目に見えなかった仙台市内の大小の公園で隠れて起居していた人々が、次々と路上へとあぶり出されてきたのである。

## 社会問題のつぼ

路上生活は、多種多様な社会問題のつぼであると言って良い。様々な輻湊した事由があって住まいを失った人たちが、結果的に「ホームレス」と呼ばれているに過ぎない。彼ら彼女らは、抱えている問題を解決しながら自分たちの生き方を選ぶことが出来るようなホームがないため、野宿を余儀なくされているのである。道路や公園の「適正利用」を理由にして、野宿者たちを起居しているところから追い出したとしても、他の空いている場所に移るだけで何の解決にもならない。仙台でも2000年頃から排除がなされる度に、仙台市に対して、支援者たちはこうしたことを主張してきたが、それが行政側で本気で認識されるようになるためには、更なる時間が必要であった。

当初、仙台で出会った野宿者たちの多くは、いわゆるJターン組であった。仙台にいながら故郷を思いつつ、いつかは帰りたいと願っている東北出自の元出稼ぎ労働者がほとんどであった。彼ら彼女らの多くは、一東北人の真面目な気質とということができようか—ロープ1本引いて「入らないください」と指導されると本当に入らない。仙台では、そのようにして退去指導された人々が次々と新しい居場所を求め、さらに指導がなされ、玉突きのようにして人目につかない場所に人が溜まるようになっていった。公園を追い出され、仙台駅前地下道もシャッターが閉められ、居場所を失った人々は雨風、寒さを凌ぐために、JR東日本仙台駅の屋上駐車場につながる南北の階段に鈴なりになって毎晩を過ごしていた。更に仙台市建設局公園管理課が排除したのを手本にして、JR東日本仙台駅が排除を行った。居場所がなくなった人々は、一方では仙台市建設局公園管理課の管轄外である危険な広瀬川河川敷に移動し、他方では花見で有名な宮城野区の榴岡公園に向かった。

2003年頃に榴岡公園のテント村が成立したのにはこうした背景があった。テント村には一番多い時は五十人を越える住人がおり、地元の町内会からの苦情は色々出ていたが、皮肉なことに実際の公園周辺の治安は逆に良くなった。それまでは暗くて、人通りも少なかったために、昼間でも痴漢が出没していたが、ホームレスが住み、洗濯物を干し、日常生活をするようになってからは、そうしたことがなくなった。だがデマは恐ろしいもので、頻繁に事件があった過去の事例が持ち出され、町内会が中心になり、「ホームレスを公園から追い出してくれ」という苦情の声が高まっていった。仙台市はそれを受け、榴岡公園裏の公園緑地協会敷地内に五十人定員の二代目の「清流ホーム」を作り、榴岡公園居住者全体の収容を計画した。

## 仙台方式の成果

仙台の初代の路上生活者自立支援センターである「清流ホーム」は、原則的に個室で、定員八名、滞在期間は三ヶ月で、生活保護を申請せずに職を探してアパートの初期費用を捻出するために給料を積み立て、居宅を確保するまで更に延長可能な施設だった。これは建物や自立支援プログラムの設計を、当初から仙台の支援者たちが仙台市健康福祉局社会課と協働して作り上げた「仙台方式」とも言えるもので、就労支援だけでなく、炊事や清掃、持ち物管理なども自分で行い、日常生活のリズムを整えてやりなおしをするプログラムもあり、中小都市の支援施策としては、良い成果を上げていた。行政当局はこの成功に気をよくして、施設規模を大きくすれば効率が上がり、野宿者を減らすことができるし、榴岡公園に居住する者たちを一掃できると考えていたようである。

しかし実際はうまくいかなかった。藤井市政の最後の段階になって解決を急いだ仙台市は、最終的には警察OBを巡回相談員と称して雇い入れ、「行政代執行で追い出されることになるのだから、今のうちに施設に入っておけ」などと言った発言に見られるような、一連の高圧的姿勢で榴岡公園居住者たちに退去を迫った。最後まで残った十数名は、行政代執行が実施される直前に結束し、「自由を奪われるのは嫌だ」「誰にも迷惑をかけないように行き場所を見つきたい」と主張して、自主退去した。このようにして自主的に移動して出来上がったのが、現在もその一部が残っている定住型コミュニティである。

2005年に起きたこの一件を機に、仙台では新たに路上に出て来る者たちは、移動型のライフスタイルをとるようになった。「苦勞して定住地を見つけてやり直そうとしても、追い出されてしまうのが関の山」という体験が、今でも当事者たちの間で伝承され続けており、こうし

たところに顕れているのである。

### 多様性と不可視化

概数調査の結果とは裏腹に、不安定居住者は仙台では微減どころか、むしろ増えている。統計に表れてこないのは、実態が多様化して、質が根本的に変わってきており、調査方法がその実態に追いついていないためである。“rough sleepers”が減少し移動型ホームレスが大半になったことは前述した通りだが、彼ら彼女らは、とりわけ冬は凍死する危険があるため、野外では一か所に留まっていられない。昼間は図書館やメディアテーク、県庁・市役所・区役所などの休憩室などで仮眠を取り、夜は凍死しないように歩き回る。更に車上生活者、ネットカフェ、大型銭湯、コインランドリー、コンビニエンスストアやスーパーのイトインコーナーで暖を取ったり、仮眠をしたりする人たちもいる。仙台中心部のイトインコーナーが10時以降使用禁止になってきたのは、移動型ホームレスによる使用・占用を防ぐためである。

とりわけ東日本大震災以降は、復旧・復興事業の仕事を求めてやってくる県外からの流入者が増え、車上生活者、ネットカフェ居住者が爆発的に増えた。震災後七年経った現在でも、新しいタイプのホームレスが仙台市内に40～50人いることが分かっている。車種やナンバー、駐車場所などから、長期的に車上で寝起きしている人々が沢山いることが把握されているが、車上生活者はノーカウント扱いである。2017年度下四半期に行われた市民団体による調査では、仙台中心部だけでも30名以上の老若男女がネットカフェに長期逗留していることが分かっているが、カウントされることはない。全国ホームレス概数調査は定点観測をし、同時期に同場所での推移を見ることになっているため、調査方法を変えてはいけないというのがその理由である。

### 当事者意識の多様性

危急の問題は、調査結果が実態に即していないために公的な予算がつかず、不安定居住者の大半が相応しい支援を受けることができないことである。早い段階で支援を受ければ、早く安定した生活を取り戻すことが出来るのだが、債務累積を始めとして他に何も手立てが無くなり、お手上げの状態になって居場所を追い出されてから初めて相談に来るケースがほとんどである。支援活動に頼らず自己解決を目指そうとする姿勢をもつことは良いことであるが、極度に困窮しているにもかかわらず、物資や食糧をもらいたいと思っても、声を出ることが出来ないでいる人たちが少なからずいるのである。その多くが、従来型のいわゆるホームレスと一緒にされたくないと思っている。

国際的な定義で言えば、ホームがない不安定居住者はホームレス、避難者もホームレスだが、「ホームレス」という言葉に対して、特に若い当事者たちは非常に強い差別感を持っている。夜まわりの最中に駅周辺で声をかけられて支援を断った若者が、派遣の仕事を待ち続けているうちに所持金が底をつき、一ヶ月ほどして炊き出しに来たケースがこの数ヶ月間に何回かあった。「自分はホームレスだとは思っていなかったし、(野宿以外の)他の手段があると思っていた。」「(ホームレスと)一緒にされたくない。」「NPOは怪しいと思っていた。」と彼らは口を揃えて言う。実はそうした情報が意図的に流されているのである。その多くは、現場の人員調整のために路上に少しでも人を置いておきたい者たち、ホームレスの中に混じって駅周辺で声を掛け、現場に人を送れば送るほど儲けを手にする事ができる — 違法な — 手配師たちによ

るものである。

### 多様性への対応

数年前から「ヘルプみやぎ」という困窮者自立支援相談窓口を開設し、年中無休の相談受付を始めた。昼夜を問わず、県内各地から電話がかかってくるのだが、最近は性的搾取のサヴァイヴァーの相談が多くなってきた。女性の場合は、輻湊した問題がこじれた最終段階で居場所を失うケースがほとんどで、精神的・肉体的に傷つき、薬物依存やギャンブル依存、あるいは共依存だったりすることも多い。居宅保護をして仕事を見つけるまで、生活保護を受けるケースが大半だが、少ない生活扶助費から施設利用費を捻出させるのは、支援する側としても大変心が傷む。だがそうしなければ問題解決や日常生活の回復のために同伴するスタッフを雇ったり、支援物資を提供したりすることさえできない。性的搾取のサヴァイヴァーの場合は、さらに精神保健福祉士、カウンセラーなどの専門的、かつ日常的な支援が必要だが、ヴォランティアベースで専門家たちに責任ある対応を求めることはできない。NPOの簡易住宅施設を利用したいという要請があっても対応できない場合がある。

ホームレス自立支援法は基本法ではなく、具体的施策や予算立ては各自治体に任せられているために、予算は限られ、各自治体は先行する大都市のモデルの横並びをするか、先行する民間の支援活動との協力の中で暗中模索しながら、現在に至っている。見直しを前提として国会では満場一致で再度の時限延長がなされたが、調査方法の改善や、支援施設の認定基準や自律／自立の概念の見直しをはじめとして、見直しはほとんどなされていない。居宅保護を行う際に利用される施設である「第二種社会福祉事業簡易住宅」は届け出制で、必要条件はあるにせよ、補助金や認定基準もないため、簡易住宅運営を支援者が行っても、公的な補助金や助成金は一切出ず、普通の下宿屋と同じ扱いである。問題なのは、その施設が、当事者が抱えている問題の解決を手助けして、生き方の選択肢を増やし、自律／自立を促すための施設なのか、或いは、問題解決をせずに選択の機会を失わせ、自由な生き方を選ぶことを妨げる、いわゆる「貧困ビジネス」なのかも外見だけでは分からないことである。仙台では、施設届け出も自律支援も一切せずに、紹介者が毎月家賃や共益費以外の違法な中間マージンを掠め取るケースが出てきているが、放置されたままである。行政はそうした多様化した不安定居住の事態に対応するために、許可制度、認定基準、罰則制度などを作ろうとしているが、多様化している実態に沿った、本来あるべき支援施策のあり方について、まだ具体案は明らかにされていない。

不安定居住者の総合的支援を効果的に行うためには、その実態を明らかにすることが急務である。現在厚生労働省が行っている全国概数調査において、多様化している状況に即して、対象や調査条件等を再考し、一度に網を掛けるようにして調べなければ、全国の不安定居住の実態を把握して有効な具体的施策を検討することは到底出来ないだろう。